

# 社協ワーカーだより

今年もよろしく  
お願ひします



No.52 平成29年1月

地域のみなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー（職員）の動きや社協の事業について情報発信するお便りです！！



発行：福岡市社会福祉協議会地域福祉課（Tel.720-5356）  
各区社会福祉協議会

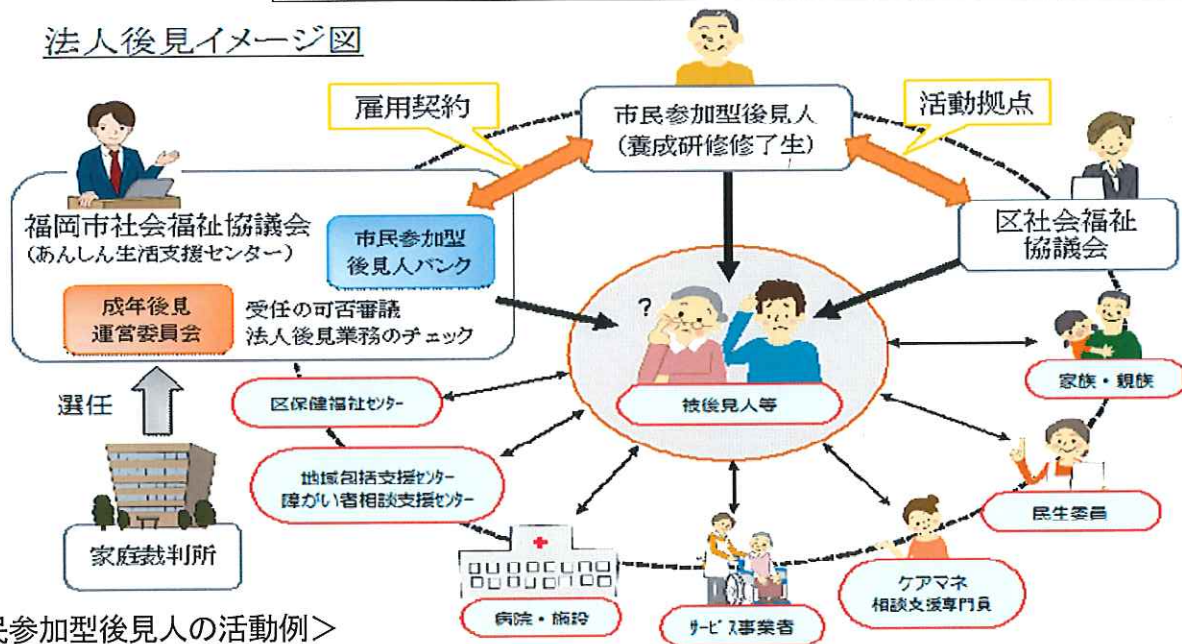
## 市民とともに支える成年後見制度～市民参加型後見人の取組み～

福岡市社会福祉協議会では、法人として「成年後見人」等の選任を受け（平成28年12月末現在：44件受任）、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の権利を護るため、ご本人に代わって預貯金などの財産管理や医療・福祉・生活面に関する手続き等を行っています。

また、福岡市から「市民後見人養成事業」を受託し、新たな後見の担い手として「市民後見人」の育成を行っています。平成24～25年度に実施した養成研修を修了した市民が、本会が実施している法人後見の履行補助者（＝「市民参加型後見人」）として、後見活動の一部に従事しています。

福岡市内の「市民参加型後見人」活動者数：30名（平成28年12月末）

### 法人後見イメージ図



### <市民参加型後見人の活動例>

- ①財産管理（日常金銭管理）
  - 定期的な支出・収入にかかる預貯金の払い戻し、預け入れ
  - 公共料金、家賃、税金、保険料等暮らしに必要な経費の支払い
  - 医療費、物品購入費等の臨時的経費の支払い など
- ②身上監護
  - 心身状況の把握（本人および関係者からの聞き取り）
  - 郵便物の確認
  - 生活に必要な事務の手続き など

※裏面の「キー（KEY）」になるキーワードも関連テーマになっています！

「市民参加型後見人」は、被後見人等に対する財産管理や身上監護にかかる事務手続きを行うだけでなく、日頃の見守りや簡易な生活支援など、地域住民・市民目線によるきめ細かな支援活動も行っています。

【問い合わせ】福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター（電話：751-4338）

## ～現場に出向くことで様々な課題を把握した事例～

「対応に苦慮している高齢男性がいるので一緒に訪問してもらえないか。」

きっかけは、保護課ケースワーカー（以下、CW）から区社協に入った電話でした。その高齢男性Aさんは、地域との関わりがなく、一人暮らしで物忘れがあり、病院受診をたびたび直前になってキャンセルする、といった状況であるとのことでした。



そして、CWがAさん宅を訪問する日に区社協職員も同行したところ、“対応に苦慮している”理由がその時によく分かりました。玄関から居室を見渡すと、室内はゴミとモノで足の踏み場もありません。生活状況をAさんに聞くと、「生活はできているが、電気がつかない、水が出ない、洗濯機からは電波が出ている。」とのことでした。当然お風呂にも入っておらず、トイレは近くのコンビニで済ませ、日没の後は暗闇の中で生活しておられました。そして職員が一番気になったのは、これほどの困りごとを抱えているにも関わらず、本人がそのことを大きな問題だと自覚していないということでした。

この状況をひとつずつ解決していくため、CWといきいきセンターと区社協の3者でその後改めて訪問し、まずは本人と水道局に行って滞納分を支払い、トイレを使えるようにしました。電気は、電球交換をしてもつかなかったため、不動産会社へ連絡し、業者の修理が入りました。介護認定を受けるため、何とか説得し病院受診にもつなげることができました。しかし順調だったのはここまでで、認定調査の段階で、約束の時間に本人がいなかったり、やっと会っても暴言を吐かれたりして、関わりを拒否されるようになりました。居室の片付けも「自分の始末は自分です」と断られてしまいました。病識がないため、通院も中断しています。



今回、現場に出向くことで男性の様々な問題を発見することができました。しかし、生活をする上でのもともとの困りごとであった水と電気の問題が解決できたため、本人はこれ以上の他からの関わりを拒んでおり、対応の難しさを痛感しています。今後はこの男性に対して、どのような方法で働きかけたらよいか協議するため、関係者による個別支援会議を行う予定です。



### 今月の 気（KEY）になる！！キーワード



#### 「成年後見制度利用促進法」



成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所から選任を受けた成年後見人等が、本人の意思や心身状況に配慮しながら、各種手続きの代理や財産管理など、本人を法的に支援する制度です。

平成28年4月には、「成年後見制度利用促進法」が施行され、努力義務として市町村に対して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように求められています。

今後は、地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進や関係機関等における体制の充実・強化が期待されています。



明けましておめでとうございます。今年の干支は「酉（とり）」ですね。酉は本来、たるやつぼの形を表す漢字で、さんずいがつけば「酒」、それを「酌」み交わせば「酔」う…などなど。

「福祉」の「福」も、分解するとネ（しめすへん）と畚（フク）とに分けられ、ネ（しめすへん）は神様、「畚（フク）」は、お酒を入れる容器という意味です。つまり「福」という漢字は「神様のお酒」を意味し、一般にイメージするものは「しあわせ」となります。福祉の「祉」は「神様を留める」ことを意味し、「福祉」は、二重に「しあわせ」という意味になります。

今年も地域の「しあわせ」をお手伝いします。お問合せ：中央区社会福祉協議会 TEL：737-6280